

香川県埋蔵文化財センター  
令和3年度第1回考古学講座

## 祈りと呪い（まじない）の考古学

### 目次

1. はじめに
2. 縄文の祈り、弥生の祈り
3. 古墳時代の祈りと呪い
4. 古代・中世の祈りと呪い
5. 近世の祈りと呪い
6. おわりに

## 1. はじめに

### 現代の祈り・呪い

- ・見えないものへの恐れ、不安  
コレラや天然痘、スペイン風邪などの流行  
新型インフルエンザやSARS、MARSなどの流行  
新型コロナウイルスの世界的感染拡大
- ・日常生活の中の祈り  
現代でも、様々な願いが叶うように、いろいろな場面での祈りが見られる  
例えば、  
病気平癒、家内安全、合格祈願、良縁祈願、交通安全、...

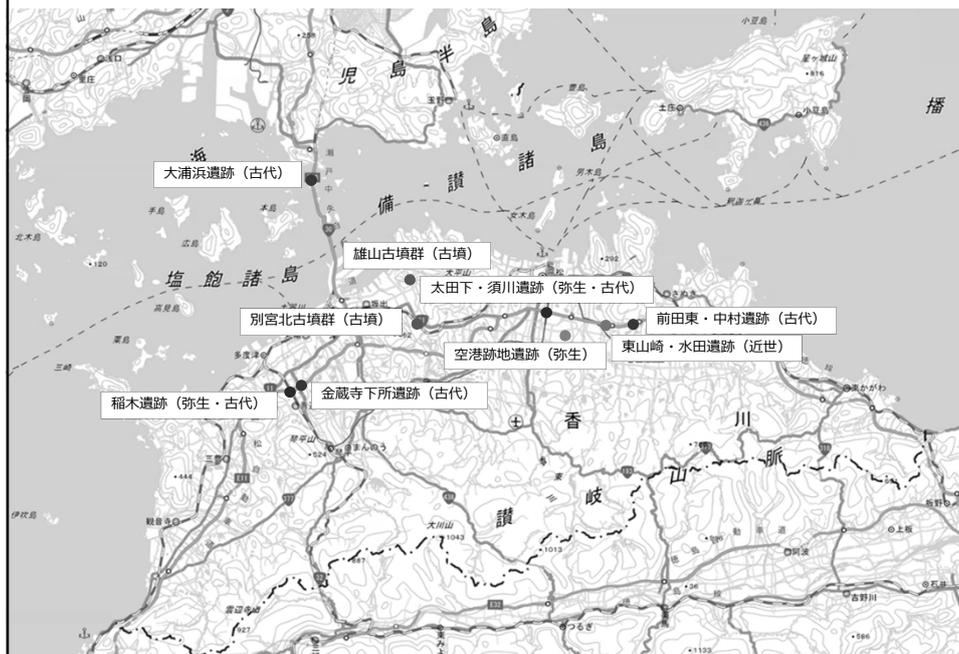


左：初詣  
右：絵馬と肌守り

## 呪い（まじない）とは？

- ・ 明るい日常と暗い日常→暗い日常をどう克服するか？  
「呪い」は世の中の暗さを取り除くシステムであり、予防・回復の薬的なもの  
「呪い」は、明るい世界の人を暗い世界に引きずり込む働きをすることも...  
「呪い」は、縄文時代からあるが、奈良時代に明確な形をもって出現する  
→ 土馬、ミニチュア土器、動物形木製品・土製品、墨書人面土器など  
「呪い」の対象は、天気、疫病、地震などの災害や日常生活で蓄積されたストレス（ケガレ）など
- ・ 呪い（まじない）が行われる場面  
集落でのお祭りや儀式において行われ、日常生活のサイクルと密接に関係  
年の初め 新年祭  
2月 節分  
3月 節句  
6月 大祓（夏越の祓）  
9月 節句  
11月 新嘗祭 秋祭り  
12月 大祓

## 本日、紹介する遺跡



## 2. 縄文の祈り、弥生の祈り

### 子孫繁栄の祈り

- ・乳幼児の生存率の低迷や病気に対する治療法が未確立
- ・死への恐怖

子孫繁栄を祈る考古資料  
☆人形土製品（空港跡地遺跡 弥生時代後期～古墳時代初め）

### 豊穣への祈り

- ・採集経済の限界と安定しない農耕経済への不安
- ・集団と集団の争い
- ・集団単位での豊穣の祈り

豊穣を祈る考古資料  
☆狩りの様子や農耕の様子が描かれた銅鐸や青銅鏡  
☆絵画土器（太田下須川遺跡 弥生時代後期）

### ○稲木遺跡

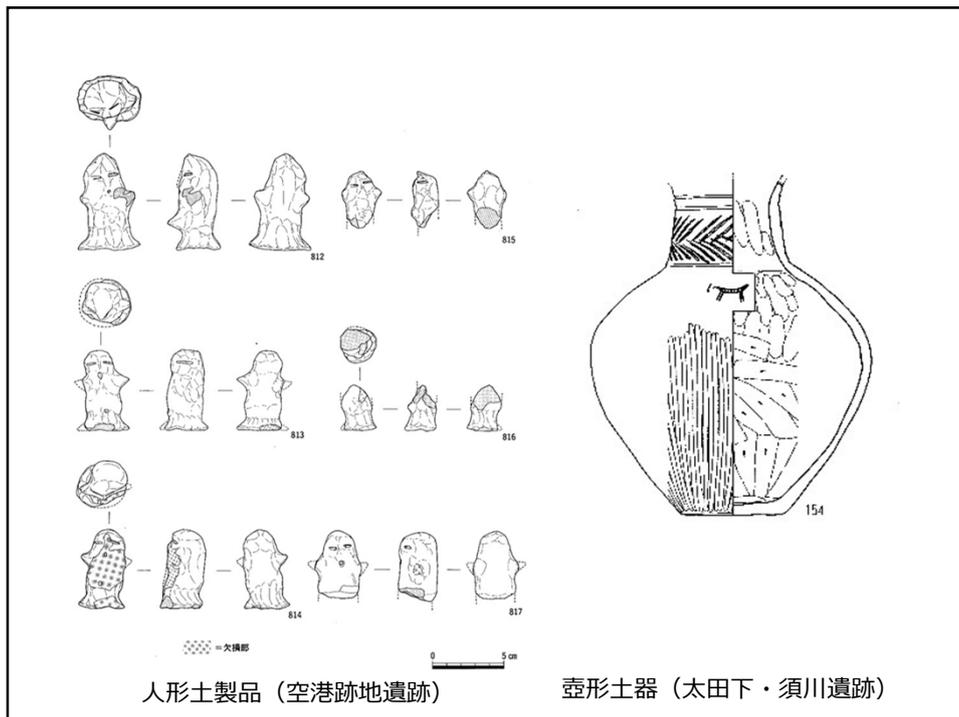
所在地：善通寺市稲木町  
遺跡の種類：弥生時代～中世の集落跡  
主な遺構：竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構、集石墓など  
主な遺物：弥生土器、石器、須恵器、土師器など

### ○空港跡地遺跡

所在地：高松市林町  
遺跡の種類：弥生時代～近世の集落跡  
主な遺構：竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構など  
主な遺物：弥生土器、石器、須恵器、土師器、金属器など

### ○太田下・須川遺跡

所在地：高松市太田下町  
遺跡の種類：弥生時代～中世の集落跡  
主な遺構：竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構、自然河川跡  
主な遺物：弥生土器、石器、須恵器、土師器、木製品など



○稲木遺跡出土の土器

壺形土器の下半部に絵画様の線刻がほどこされている。

報告では龍をモチーフにしたものとされている。

龍神は、水に関するものとされているが、弥生時代まで遡るものかは不明？

集石墓から出土しているため、死者の鎮魂の意味合いがあるのかも．．．

○空港跡地遺跡出土の人形土製品

手づくねで制作されており、大きさが異なること、頭部の形状が2種類あること、下半身に穿孔があるものとないものがあることなどから、家族をモチーフにしているものとされている。

この人形土製品からは、子孫繁栄、家族繁栄に関する祈りが伝わってくる。

○太田下・須川遺跡出土の線刻土器

壺形土器に線刻されているのは、4本足の動物である。頭部は欠損しているが、形状ならびに胴体に縞状の線刻が施されていることから、鹿であるとされている。鹿は、縄文時代から食料として採集されていることから、豊穡の祈りが込められているものと考えられる。

### 3. 古墳時代の祈りと呪い

#### 死への畏怖、生への執着

- ・階級社会の成立と古墳の出現
- ・被葬者と副葬品の関係
  - 前期 呪術に関する副葬品（鏡・玉・装身具）
  - 中期 権力・武力を象徴する副葬品（剣、鏃、甲冑）
  - 後期 死後の世界での生活を象徴する副葬品（装身具・多様な土器類）
- ・古墳で行われた権威の継承儀礼
  - 古墳に並べられた埴輪に込められた意味
    - 円筒埴輪：「目」による結界
    - 形象埴輪：死者の魂の象徴

#### 古墳時代の祈りや呪いに関する考古資料

- ☆石製装飾品（高松茶臼山古墳 古墳時代前期）
- ☆青銅鏡（高松茶臼山古墳など 古墳時代前期）
- ☆装飾品（雄山古墳群、尾崎西遺跡など 古墳時代後期）
- ☆形象埴輪（雄山古墳群、別宮北古墳群 古墳時代中～後期）

#### 「古事記」にみる祈り、呪い

##### ○伊弉諾・伊弉冉の黄泉国の話（古事記）

黄泉国の住人となった伊弉冉の怒りに触れた伊弉諾が追手から逃げる際に、櫛を投げ、竹林や桃林、荊林を出現させ、時間稼ぎを行い、黄泉平坂まで逃げる話があるが、櫛に不思議な力が宿ること、竹や荊、桃は魔よけの効果があるものと認識されている。井戸など水に関する遺構から桃核が出土することが多い。

##### ○もの言わぬ譽津別王（ほむちわけおう）の話（古事記）

譽津別王（垂仁天皇）は30歳を越えても口が利けなかった。これは口を利くのに必要なたま（靈魂）が体に付着していないためであり、それを取り付けるために尾張の国の二股杉で二股小舟を作り、大和の市師池、軽の池に浮かべて水遊びをしたところ、白鳥が上空を舞う声を聞いて、初めて言葉を発した。この話には、口が利けるようにとの祈りの様子がわかるとともに、鳥の持つ霊力、呪力が示されている。

○この他にも古事記や日本書紀、風土記などには、多くの祈りや呪いの様子が記されており、当時の常識では測れないことに対して祈りや呪いが行われていたことがわかる。

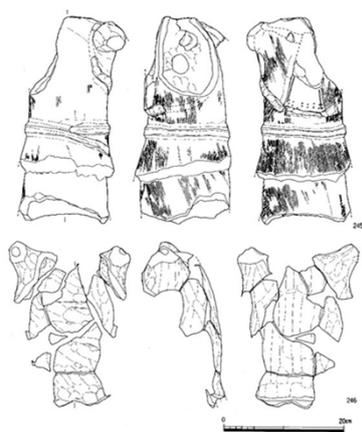
# 雄山古墳群

○所在地: 坂出市林田町

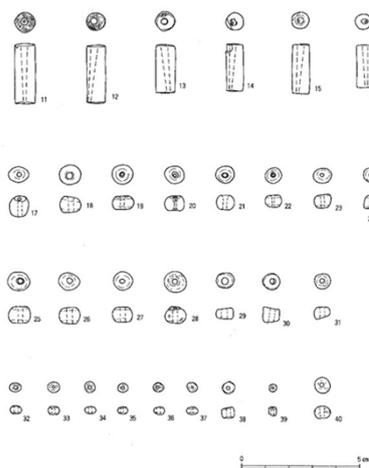
○遺跡の種類: 古墳時代後期の古墳

○主な遺構: 雄山1号墳～7号墳

○主な遺物: 須恵器、埴輪、金属器、玉類など



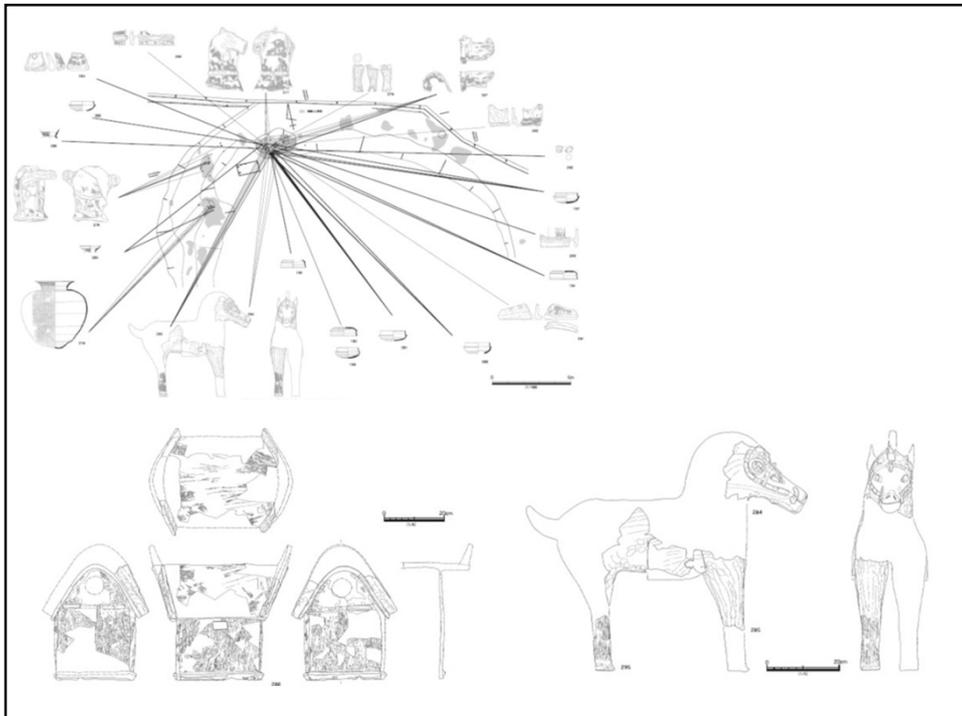
第16図 雄山4号墳出土人物埴輪実測図1 (S=1/4)



第17図 雄山4号墳実室出土遺物実測図2 (S=1/1)

# 別宮北古墳群

- 所在地: 坂出市西庄町
- 遺跡の種類: 古墳時代後期の古墳
- 主な遺構: 別宮北1号墳~5号墳
- 主な遺物: 須恵器、土師器、埴輪など



## 4. 古代・中世の祈りと呪い

### 律令国家における祈りと呪い

- ・日常生活における「穢れ」の認識
  - ・平安時代中期（10世紀）以前の「穢れ」と「祓い」→穢れを祓い、清浄を保つ
  - ・平安時代中期以後の「穢れ」と「祓い」→穢れを祓うための儀式が制度化
- ☆「穢れ」とは、

- 「穢れ」を「祓う」ための「禊」に関する考古資料
- ☆人形・斎串（前田東中村遺跡 平安時代）
  - ☆人形・斎串（太田下須川遺跡 平安時代 10世紀代）
  - ☆人形・斎串・動物形木製品（金蔵寺下所遺跡 平安時代）

- ※「穢れ」「禊」は現代まで脈々と続いている。
- 例：「穢れ」忌引、残穢（小野不由美）、リング（鈴木光司）  
「禊」 夏越の祓（茅の輪くぐり）や大祓、人形流しなど

- 航海の安全を祈願するための考古資料
- ☆二彩や三彩、緑釉陶器、皇朝銭、帯金具などの金属器等（大浦浜遺跡 古代）
  - ☆舟形木製品（金蔵寺下所遺跡 平安時代）

- 産後の回復、新生児の健康を祈願するための考古資料
- ☆胞衣壺（稲木遺跡 古代）

## 斎串について

- 斎串は、細長い薄板の上端を台形や三角上に切り落とし、下端を尖らせた串状の木製品である。薄板を使わず、角棒を使う場合もある。多くは、両側面に斜めに切り掛けを施している。
- 斎串は、古墳時代に既に見られ、群馬県では5世紀末の土師器と、奈良県では6世紀中ごろの須恵器と一緒に出土したものが知られている。
- 斎串は、民俗資料である「削り花」と似ていることから「削り掛け」と呼ぶこともある。また、『延喜式』に記載された祭具に比定し「挿幣帛木」と呼ぶこともある。
- 「斎串（いぐし）」という言葉は「万葉集」巻13の反歌に見ることができる。  
「斎串立て 御酒坐ゑ奉る 神主部の 鬘華の玉蔭見れば羨しも」  
この歌をみると、斎串は神を招請する招代、神の坐ます神聖な場を区画して挿し示す機能を持つことがわかる。単独で使用される場合もあるが、他の祭具とともに様々な祭りに使われ、他の祭具よりも出土量が多い。溝や河川跡など水に関係する遺構から出土するが、他の場所で使用されて投棄されたものもあり、全てが、水に関する祭具ということとはできない。

## 人形について

○人形は、人の形をした形代（かたしろ）で、土製・木製・金属製・石製などがあるが、文献史料には紙製と藁製のものも見られる。

○形代には、人形や動物形などが見られるが、木製の人形や馬形は7世紀後半の天武朝に成立する律令的祭祀具と考えられている。

○人形の具体的な使用方法は、鎌倉時代の儀式書『禁秘抄』上巻毎日事条に以下のように記されており、息を吹きかけ身を撫でて穢れを人形に移すことがわかる。

「一日 内侍爲<sub>レ</sub>御使<sub>ニ</sub>参<sub>ル</sub>七瀬御祓<sub>ニ</sub> 陰陽師進<sub>ニ</sub>人形<sub>ニ</sub>女房令<sub>レ</sub>著<sub>ニ</sub>色々衣<sub>ニ</sub>（中略）  
次主上懸<sub>ニ</sub>御息<sub>ニ</sub>撫<sub>レ</sub>身返<sub>ニ</sub>入折櫃<sub>ニ</sub> 置<sub>ニ</sub>台盤所西御簾下<sub>ニ</sub> 侍臣各取<sub>レ</sub>之向<sub>ニ</sub>  
河原<sub>ニ</sub>代厄祭具<sub>ニ</sub>之 帰参之後主上著<sub>ニ</sub>御衣<sub>ニ</sub>」

○また、『源氏物語』須磨の巻には、次のような記述があり、禊に人形が使われ、陰陽師の祓のあと、人形を船にのせて流していたことがわかる。

「三月の朔に出て来たる己の日「けふは、かく思ふことある人は、御禊し給ふべき」となまさかしく人の聞ゆれば、海面もゆかしうて出で給ふ。いとおそろかにせしやうばかりを引きめぐらして、この国にかよひける陰陽師召して、祓へさせ給ふ。船にことごとしきひとがたのせて流すをみ給ふにも、よそへられて「知らざりしおほ海の原に流れ来てひとかにやはもの悲しき」と居給へる御さまさるはれにいでて、いふよしなく見給ふ。

## 太田下・須川遺跡

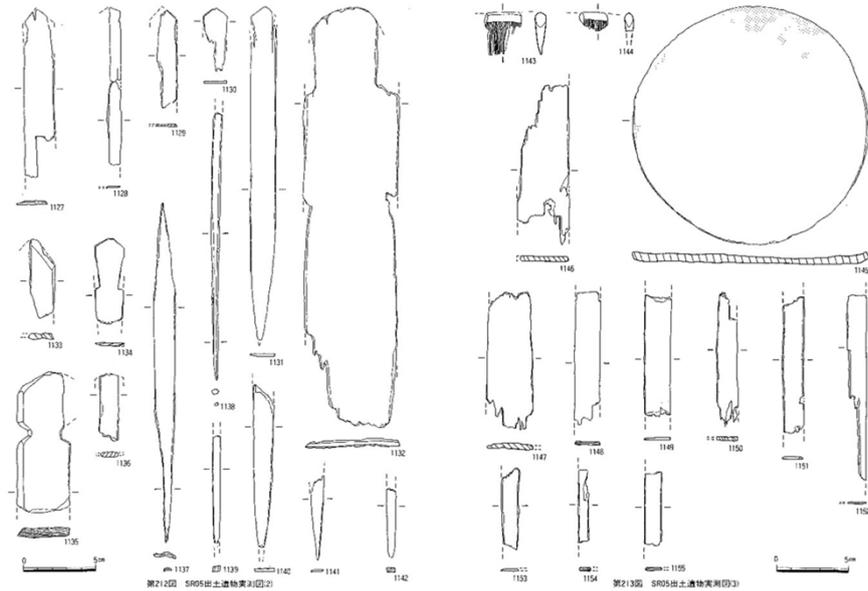
○所在地: 高松市太田下町

○遺跡の種類: 弥生時代～中世の集落跡

○主な遺構: 竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構、自然河川跡

○主な遺物: 弥生土器・石器、須恵器・土師器、人形木製品、斎串など

### 太田下・須川遺跡



人形木製品・斎串・櫛片

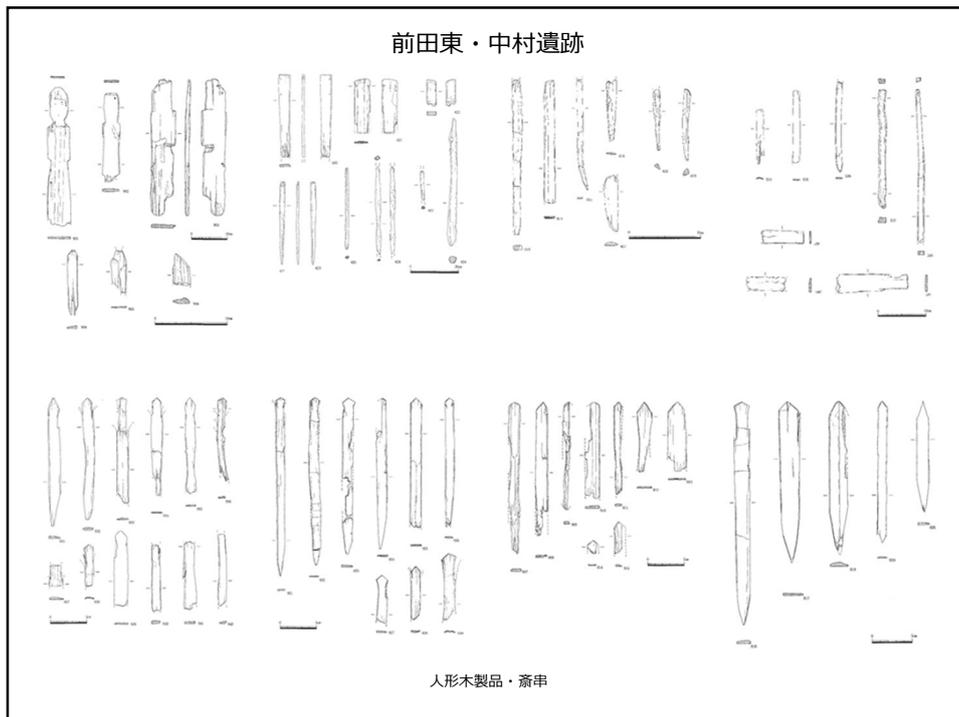
## 前田東・中村遺跡

○所在地: 高松市前田東町

○遺跡の種類: 弥生時代～近世の集落跡

○主な遺構: 竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構など

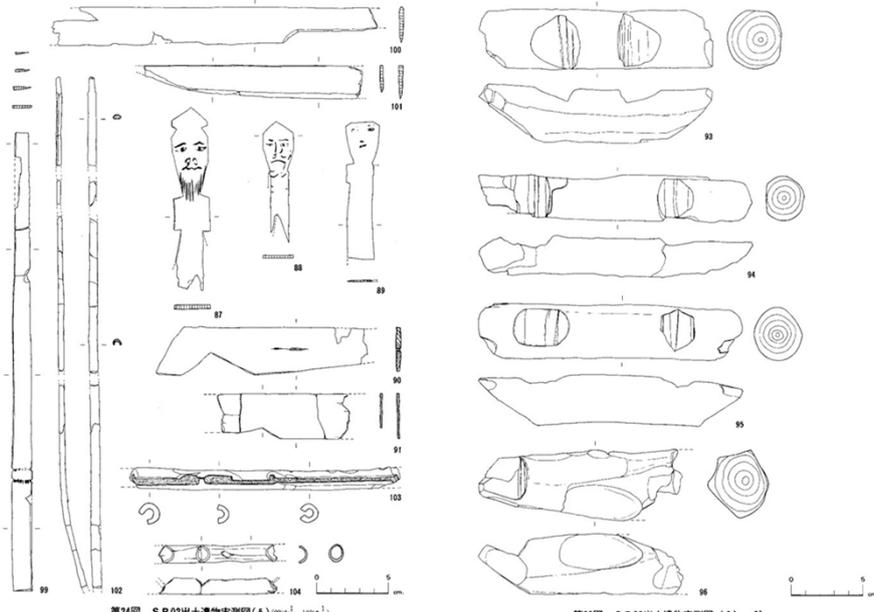
○主な遺物: 弥生土器・石器、須恵器・土師器、瓦類、人形木製品、  
斎串など



## 金蔵寺下所遺跡

- 所在地: 善通寺市金蔵寺町
- 遺跡の種類: 縄文時代～中世の集落跡
- 主な遺構: 掘立柱建物跡、溝状遺構、自然河川跡
- 主な遺物: 縄文土器、弥生土器・石器、須恵器・土師器、人形木製品・斎串、草鞋、鍙(あぶみ)など

金蔵寺下所遺跡

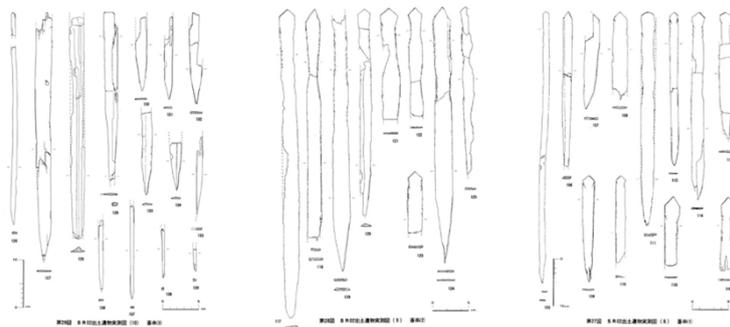


第24図 S R 02出土遺物実測図(5) (99&100-104)

第25図 S R 02出土遺物実測図(6) 船

人形木製品、船形木製品、馬形木製品など

金蔵寺下所遺跡



第26図 S R 02出土遺物実測図(7) 斎串

第27図 S R 02出土遺物実測図(8) 斎串

第28図 S R 02出土遺物実測図(9) 斎串

斎串

「穢れ」に関する規定（平安時代）

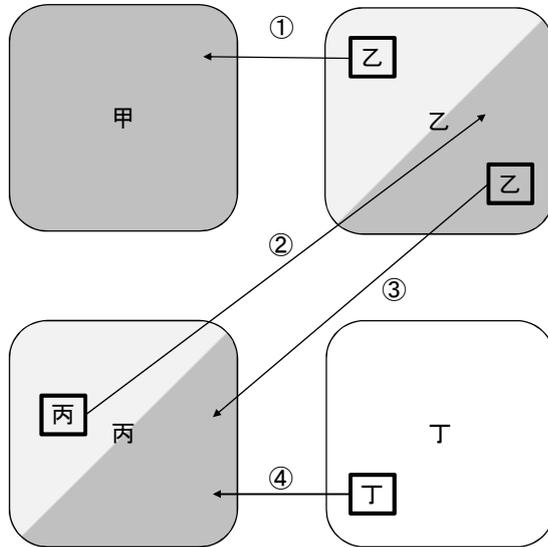
十通儀本條本	延喜式卷三 神祇三 臨時祭	凡電祝神部不論有位無位各調布一端郡司各二端子弟各一端
凡御願物者	凡御願物者每月十五日以前移於所司廿七日受備供之	
凡諸祭并二季大歲等料物者	凡諸祭并二季大歲等料物者五日備供之	
凡東・西・文・部等上大歲・大刀者	凡東・西・文・部等上大歲・大刀者取諸司主典已上者	
凡六月十二日御願料小竹者	凡六月十二日御願料小竹者月廿五日以前申辦官合山城園採運之	
凡宮主取下部諸事者任之	凡宮主取下部諸事者任之其下部取三國下衛隊長者	
凡不得輒充其食人別日黑米二升	凡不得輒充其食人別日黑米二升鹽二勺粟別日米一升五合鹽一勺五撮	
凡御座・御門至生嶋屋各一人	凡御座・御門至生嶋屋各一人有御座者一人取應女班事充之但考選准散事宮人	
凡座摩取都下國造氏重女七歲已上者充之	凡座摩取都下國造氏重女七歲已上者充之若及嫁時申辦官充替	
凡諸御座者各給夏時服繩一疋	凡諸御座者各給夏時服繩一疋冬不給其食人別日白米一升五合鹽一勺五撮	
凡戶座取七歲已上童男下食	凡戶座取七歲已上童男下食者充之若及嫁時申辦官充替	
凡諸神宮司及神主等未滿六年	凡諸神宮司及神主等未滿六年選養經任不得補替仍令祝部行事服闋之日復任滿限其稱宜祝部二補之後不須報替	
凡神戶百姓不得穢令得度	凡神戶百姓不得穢令得度	
凡觸穢惡事應忌者	凡觸穢惡事應忌者人死限卅日。產七日。六畜死五日。產三日。其喫宍三日。此官尋常忌之。但當祭事。余司皆忌。	
凡改葬及四月已上傷胎並忌日	凡改葬及四月已上傷胎並忌日其三月以下傷胎忌七日	
凡新年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋之日	凡新年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋之日僧尼及重服者皆從公之輩不得參入內裏雖經服人致齋并散齋之日不得參入自餘諸祭日皆同此例	
凡穢無服賜請取者	凡穢無服賜請取者限日未滿被召參入者不得預祭事	
凡宮女懷妊者散齋日之前退出	凡宮女懷妊者散齋日之前退出有月事者祭日之前退出宿處不得上殿其三月九月齋齋前退出宮外	
凡甲處有穢乙入其處	凡甲處有穢乙入其處。謂著座。下亦同。乙及同處人皆為穢。丙入乙處。只丙一身為穢。乙入丙處。同處人皆為穢。丁入丙處不為穢。其觸死葬之人。雖非神事月。不得參著諸司忸諸衛陣及侍從所等	
凡宮城內一司有穢	凡宮城內一司有穢不可停廢祭事	
凡觸失火所者	凡觸失火所者神事時忌七日	
凡諸國神社調帳帳及神戶計帳	凡諸國神社調帳帳及神戶計帳祝部等各帳每年勘造送此官計會知實即付返抄	
凡諸國神社隨從修理但攝津國住吉下總國香取常陸國鹿嶋等神社	凡諸國神社隨從修理但攝津國住吉下總國香取常陸國鹿嶋等神社正殿廿年一度改造其料使用神稅如無神稅即充正稅	
凡神社四至之內不得伐樹木及埋藏死人	凡神社四至之內不得伐樹木及埋藏死人	
凡鳴御祖祖前遊者	凡鳴御祖祖前遊者雖在四至之外宿僧居者等不得居住	
凡神戶調唐充祭料并造神社及供神調度	凡神戶調唐充祭料并造神社及供神調度但租稅皆為神稅	

「延喜式」(国史大系)より抜粋

「穢れ」に関する規定 延喜式第三卷

- 第47条 穢忌条  
凡觸穢惡事忌者。人死限卅日。（自葬日始計。）産七日。六畜死五日。産三日。（鶏非忌限。）其喫宍三日。（此官尋常忌之。但當祭事。余司皆忌。）
- 第48条 弔喪条  
凡弔喪。問病。及至山作所。遭三七日法事者。雖身不穢。而當日不可參入內裏。
- 第53条 觸穢条  
凡甲處有穢。乙入其處。（謂著座。下亦同。）乙及同處人皆為穢。丙入乙處。只丙一身為穢。乙入丙處。同處人皆為穢。丁入丙處不為穢。其觸死葬之人。雖非神事月。不得參著諸司忸諸衛陣及侍從所等。
- 第54条 一司穢条  
凡宮城內一司有穢。不可停廢祭事。

「穢れ」が伝染する構図(延喜式觸穢条)



甲の家で觸穢が発生

- ① 乙が甲の家で着座すると  
乙と乙の同居人が觸穢
- ② 丙が觸穢となった乙の家で  
着座すると  
丙のみが觸穢  
※丙は帰宅しても同居人は觸穢にはならない
- ③ 觸穢となった乙が丙の家で  
着座すると  
丙と丙の同居人が觸穢
- ④ 丁は丙の家で着座しても  
觸穢にならず、丁の同居人も  
觸穢にはならない

史料にみる「穢れ」を祓う行為

『日本三代実録』貞観9年(867)10月7日壬辰条  
内裏で犬の出産があり、伊勢大神宮奉幣使が派遣できなかったため、大祓を行った。

『日本三代実録』貞観17年(875)12月11日甲申条  
左近衛府の官人が死亡し、神祇官人がその穢に触れたことで、月次祭、神今食が停止され、建礼門の前で大祓が行われた。

大祓とは？

半年に一度、自らに蓄積した穢を祓い、次の半年を無事に過ごすための儀式  
齋串による結界(聖域)の設定  
人形流し(人形へ穢れを移し、水に流す)→穢れを祓う=禊  
禊ぎする川の瀬見れば唐衣日もゆふぐれに波ぞ立ちける  
(紀貫之 「新古今和歌集」285)

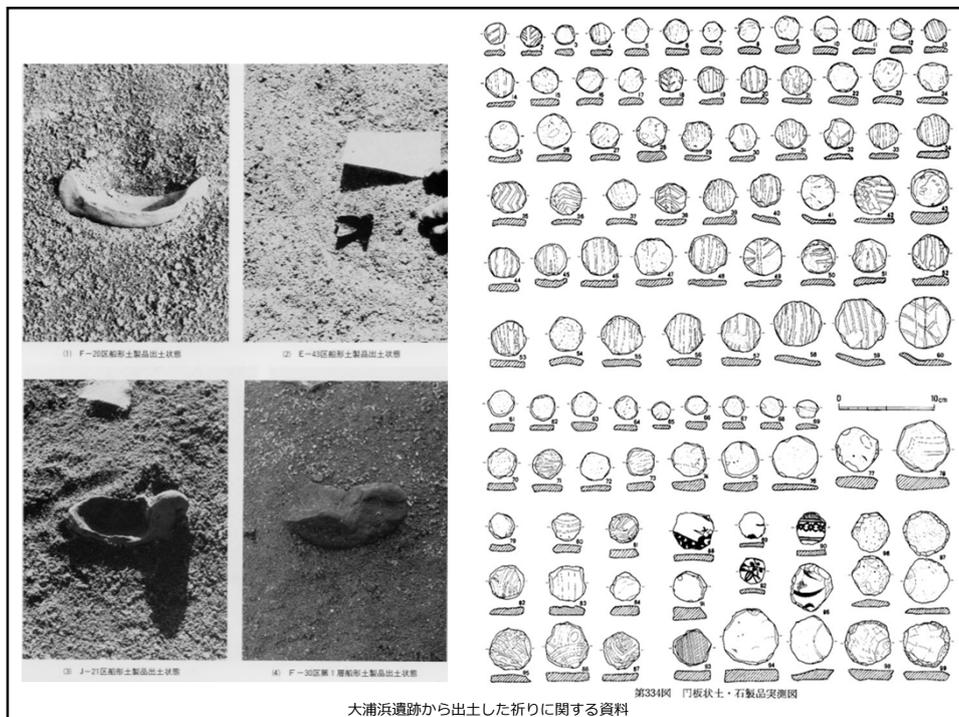
※宇佐八幡神社(さぬき市長尾)

茅の輪くぐり

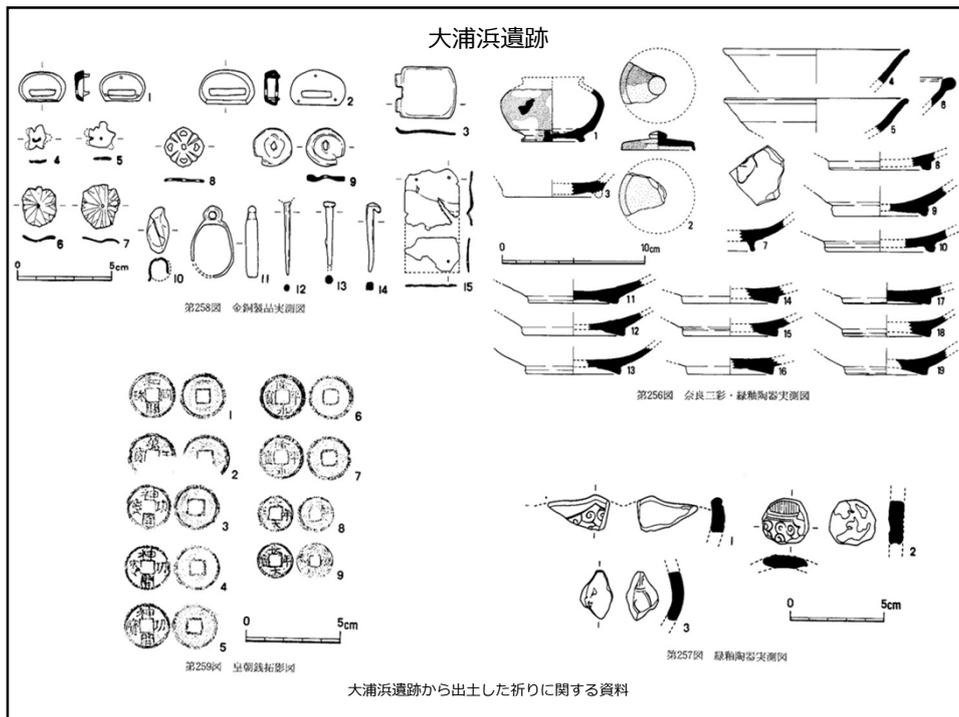
みなづきの夏越の祓する人は千歳の命延ぶといふなり  
思ふことみなつきねとて麻の葉を切りに切りても祓ひつるかな  
宮川の清き流れに禊せば祈れることの叶はぬはなし

# 大浦浜遺跡

- 所在地: 坂出市櫃石町(櫃石島)
- 遺跡の種類: 縄文時代～中世の集落跡
- 主な遺構: 竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝状遺構、自然河川跡、  
製塩炉など
- 主な遺物: 縄文土器、弥生土器・石器、須恵器・土師器、二彩・三彩  
皇朝十二銭、金属器など



大浦浜遺跡から出土した折りに関する資料



## 5. 近世の祈りと呪い

### 江戸時代における祈りと呪い

- ・古代以降の「穢れ」を祓うための儀式などは、民間においても連綿と継続
- ・「もののけ」による「祟り」・・・妖怪や幽霊の登場

#### 祈りや呪いに関する考古資料

##### ☆呪符木簡（東山崎・水田遺跡）

「□□□、急々如律令」

※急々如律令（きゅうきゅうによりつりょう）とは？

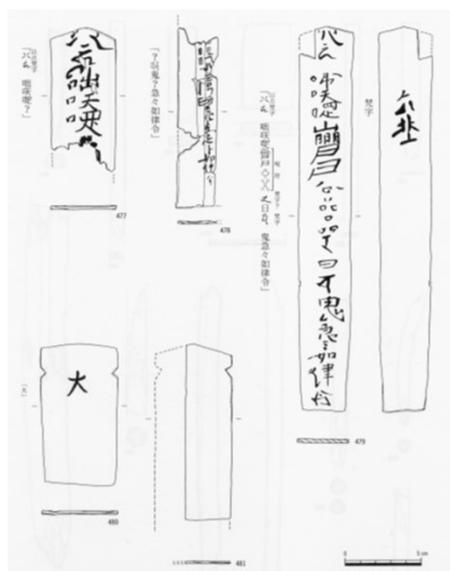
中国の公文書の定型句であり、文書の最後に付す文言。

直訳すると「急げ急げ、律令のように」、つまり法令に従って急いで行うように、という意味である。

わが国では、陰陽道等で決まり文句として使われることが多く、この文言にそれほど深い意味はなく、その前に書かれている祈りや願いが、早く成就しますように、ということである。

# 東山崎・水田遺跡

- 所在地：高松市東山崎町
- 遺跡の種類：近世の集落跡
- 主な遺構：掘立柱建物跡、溝状遺構、自然河川跡、など
- 主な遺物：陶磁器、木製品、金属器など



東山崎・水田遺跡出土呪符木簡



C-2区第1面S D21 Ⅷ-2



C-2区第1面S D21北部7層呪符木簡出土状況 Ⅷ-2

